

委託契約書(案)

沖縄県立埋蔵文化財センター 所長 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは次の条項により契約を締結する。

- 1 委託業務の名称 首里城正殿完成記念事業に係るデジタルコンテンツ等制作業務委託
- 2 履行期間 着手 契約締結日
完了 令和●年●月●日
- 3 業務委託料 一金 ●●●●●円也
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、金●●●●●円也
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定ならびに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したものである。
- 4 契約保証金 (沖縄県財務規則第101条による)

この契約の証として、本書2通を作り、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

住所 沖縄県中頭郡西原町字上原 193-7
甲 名称 沖縄県立埋蔵文化財センター
氏名 所長

住所
乙 名称
氏名

(総則)

第1条 乙は仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務料」という。）をもって、頭書の委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲と乙が協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示するところによるものとする。

(実施計画書)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む委託業務実施計画書（以下「実施計画書」という。）を契約締結の日より5日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 事業の内容
- (2) 実施方法
- (3) 実施体制
- (4) 実施スケジュール
- (5) 経費積算内訳

2 甲は、業務実施工程表を受領したときは、直ちにこれを審査し、不相当と認めたときはその理由を明示し期日を規定し提出を求め、相当と認めたときは、承認を与えなければならない。

3 乙は、甲の承認を得た実施計画書及び甲の指示に従って、当該委託業務を実施しなければならない。当該実施計画書が変更されたときも同様とする。

(条件変更等)

第3条 乙は、業務を行うにあたり、次のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、質問回答書及び実施計画書に一致しないこと
- (2) 仕様書に誤謬又は脱漏があること
- (3) 仕様書の表示が明確でないこと
- (4) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
- (5) 仕様書に明示されていない条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 甲は前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(実施計画の変更)

第4条 甲又は乙の都合により実施計画の内容を変更するときは、甲乙事前に書面による協議を行うも

のとする。

2 前項の協議が整った場合、乙は速やかに委託業務実施計画変更申請書を甲に提出し、甲は乙に対して承認の通知をするものとする。ただし、委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であるとあらかじめ甲が認めた場合はこの限りではない。

3 乙から申請があった場合は、受理した日から 10 日以内に承認又は不承認の通知を乙にするものとする。

(履行期間の変更方法)

第5条 履行期間の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(業務委託料の変更方法)

第6条 業務委託料の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙とが協議して定める。

(条件変更等による契約変更)

第7条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

(1) 委託業務の実施の途中において、第5条及び第6条に掲げる事項又は実施計画書で定められた内容における主要な部分の変更を行う必要が生じたとき。

(2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。

2 前項の変更に係る手続きについては、乙が委託業務実施計画変更申請書を原則として当初の委託期間の末日の 14 日前までに（前項第2号の変更にあつては、速やかに）甲に提出し、甲と変更契約を締結するものとする。

3 前項本文の規定にかかわらず、委託業務実施計画変更申請書の変更の理由が経費の項目のそれぞれについて 20%の範囲内で流用しようとする場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 乙は、この契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又はこれを継承させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(再委託の制限)

第9条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委託し、又は請負させた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲（県）に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

（著作権の譲渡）

第10条 本件業務に基づき、乙が甲のために作成した成果物（中間成果物を含む）に係る著作権は、プログラム当の著作権（登録の申請有無を問わない。）を除き、甲に帰属するものとし本事業に関わる全ての著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）を甲に譲渡する。乙は、甲の許可なくしてこれを販売してはならない。

2 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件若しくは方法を使用するときは、必要な手続をとるなど、その使用に関して責任を負うものとする。

（履行報告）

第11条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の遂行状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（業務の変更又は中止）

第12条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議してこれを定めるものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第13条 業務の処理について、第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担においてこれを賠償する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては甲の負担とし、その額は甲乙協議して定める。

（帳簿等の整備）

第14条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかななければならない。

2 乙は、委託業務に要した経費を甲が指示する項目に従って前項の帳簿に記載し、その支出内容を証

明又は説明する書類を整理して保管しなければならない。

3 前項の支出内容を証明する書類とは、乙が通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書（相見積を含む。）、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、委託業務に従事する者の給与支払いを示す台帳及び出張伝票等をいう。

4 前二項に示した帳簿及び書類の保管期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度（甲の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。以下同じ。）終了日の翌日から起算して5年間とする。

（ビジュアル版の納入）

第15条 乙は、原則として令和8年11月30日までに甲の指定する場所に納入し、甲の検査を受けるものとする。

2 乙は、前項の納期までに本印刷物を完納できない場合は、あらかじめ甲にその理由を明示して、納期の延長を願い出ることができる。

3 甲は、前項の願い出があった場合は、契約の目的に支障がないと認められる期限まで納入を猶予することができる。

4 乙は、前項の猶予期限までに本印刷物を納入することができないおそれがあるときは、遅滞なくその旨を甲に通知し、この契約の履行について、甲と協議しなければならない。

5 乙は、第1項の検査に合格後、甲が別途指定する部数ごとに本印刷物を梱包し、甲が別途指定する宛先へ発送するものとする。

6 納入された印刷物に損害がある場合、または、甲の指示に反するものがある場合は、甲は検収を拒否し、再度印刷を請求することができるものとする。

7 乙は、甲から前項の指示を受けた場合は、その指示に従わなければならない。

（検査及び引渡し）

第16条 乙は、業務を完了したときは、甲に対して遅滞なく業務完了報告書及び仕様書に定める書類等一式を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書に定める書類等一式を受領したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届け及び仕様書に定める書類等一式を提出して再検査を受けなければならない。

4 甲が検査合格の通知をしたときは、目的物の引渡しがあったものとする。

（額の確定）

第17条 甲は、前条の検査の結果、内容が適正であると認めたときは、委託金額の額を確定し（以下、確定した甲が支払うべき額を「確定額」という。）、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額とのいずれか低い額とする。

（業務料の支払い）

第18条 乙は、前条第1項の通知を受けたときは、甲が指定する証拠書類等の写しを添付した支払請求書により確定額を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により支払請求書を受領したときは、受領した日から起算して30日（以下「約定

期間という。」以内に、これを乙に支払うものとする。

3 甲は、前項の支払請求書を受領した後、その内容の全部又は一部が不当であると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に参入しないものとする。

(引渡し前における成果物の使用)

第19条 甲は、第8条第1項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用の負担をしなければならない。

(甲の解除権)

第20条 甲は次の各号の一に該当するときは、この契約を解除できる。

- (1) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により期限内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な事由なしに業務に着手しないとき。
- (4) 第8条及び第9条の規定に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙又はその代理もしくは使用人等に不正があったとき。

2 この場合において、契約保証金の納付を免除されているときは、乙は損害賠償金として業務料の10分の10相当額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第21条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第12条の規定により業務内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第12条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月。）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(反社会的勢力の排除)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(守秘義務)

第23条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約不適合の補正及び賠償)

第24条 乙は、成果の引渡しの日から2年間成果の契約不適合を補正し、又はその契約不適合によって生じた賠償をしなければならない。

2 前項の規定による賠償額については、甲乙協議して定める。

(補則)

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。